

荷主連携による物流高度化ガイドライン

~わが国の持続可能な物流に向けて~

2016年9月7日 経済産業省 商務流通保安グループ物流企画室

2. 総論:連携を促進するための方策のポイント

3. 各論:とりあげた施策

4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋

誰もが想定できない社会の到来

- ■背景認識
 - ●物流人材/人手不足
 - ●地球環境問題への対応(CO2削減)
 - ●貨物輸送の少量多頻度化などを背景に、物流コストの上昇圧力が増大する

我が国のサプライチェーンが中長期的に持続可能な 形で発展するよう、物流を取り巻く環境の改善を図っ ていくことが重要である。

物流も従来の取組みでなく、「連携」がキー

■対策としては

- ●物流事業者における人材/人手確保、効率化などの 取組だけでなく、
- ●荷主企業も、物流効率化、平準化、物流慣行の改善に取り組むこと、
- ●それも物流部門単独では無く、自社の他部門と連携したり、発荷主同士が連携したり、発荷主と着荷主が連携して取り組むこと

難易度が高い「荷主連携」を中心にガイド

■『荷主連携による物流高度化ガイドライン』を策定し、荷主の側からできる物流高度化の具体的手法、事例を提示することにより、荷主側の連携取組を支援する。

荷主にフォーカスし、オムニバス的にとりまとめ

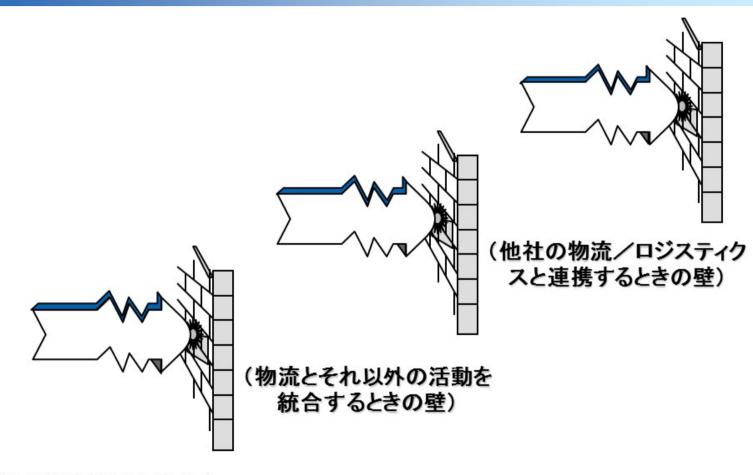
先行事例を保有する企業の委員からなる検討会で討議

2. 総論:連携を促進するための方策のポイント

3. 各論:とりあげた施策

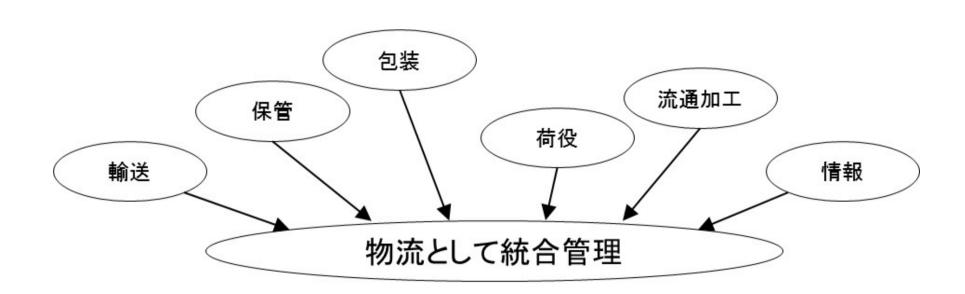
4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋

連携を促進する壁は大きい

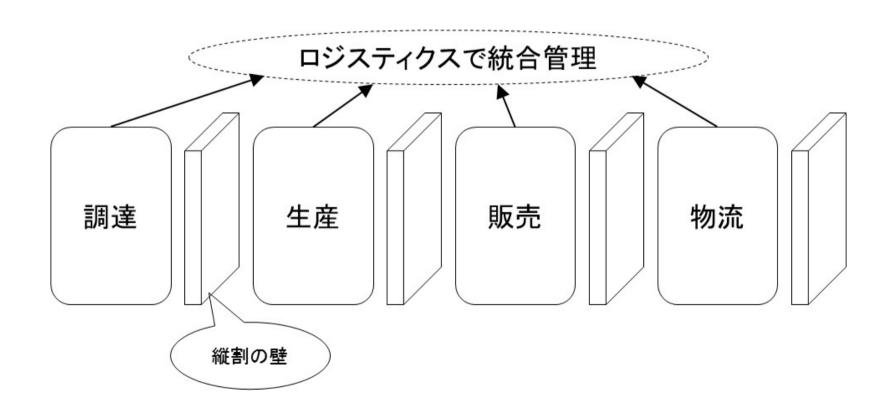


(複数の物流機能を統合す るときの壁)

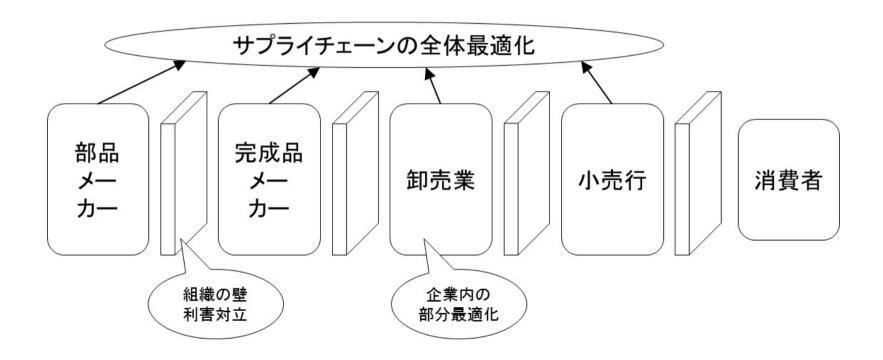
従来の物流の総合管理



ロジスティクスの観点の壁



SCMの観点からの壁



連携を促進するためのキーワード

- ■企業との連携には「Win-Win」が重要
- ■「常識(思い込み)を疑え」・「ものさしが異なる」
- ■上流・下流、同業種・異業種との出会いの場
- ■コストや品質だけでは、乗り切れない
- ■被害者である前に、加害者になっていないか?

2. 総論:連携を促進するための方策のポイント

3. 各論:とりあげた施策

4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋

3. 各論:とりあげた施策

難易度の高い施策であるが、先行事例は存在

- (1)複数の物流機能の統合
 - 1)センター集約による物流ネット ワークの見直し
 - 2)静脈物流への対応
- (2)物流とそれ以外の機能を統合
 - 1) 商品設計や包装の見直し
 - 2)VMIによる在庫削減・SCM高度 化

- (3)他社の物流/ロジスティクスと連携
 - 1)モーダルシフトの共同推進
 - 2) 片荷に対応した共同輸送の推進
 - 3)低公害車を活用した共同輸送
 - 4) 同業者との倉庫・配送の共同化
 - 5)メーカーと量販店の連携による在庫・配送拠点の共同化
 - 6)取引・物流条件の見直し
 - 7)車両待機時間の是正
- (4)組織・人員の強化

2. 総論:連携を促進するための方策のポイント

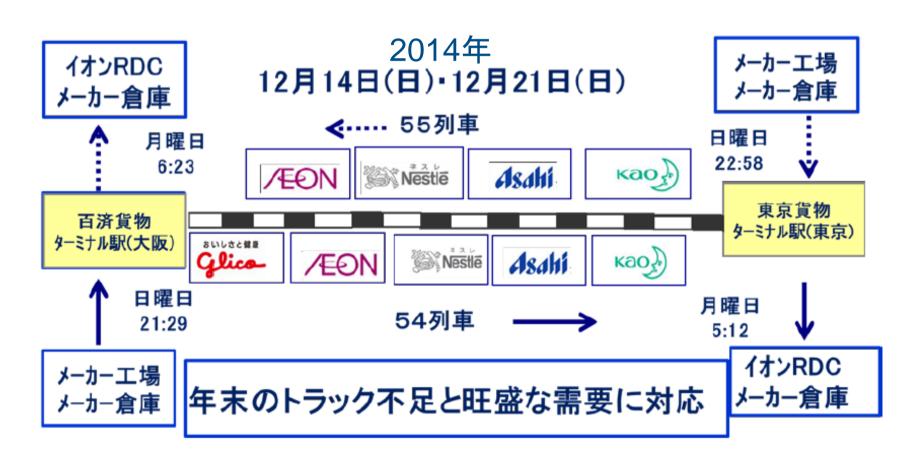
3. 各論:とりあげた施策

4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋

4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋 モーダルシフトの共同推進

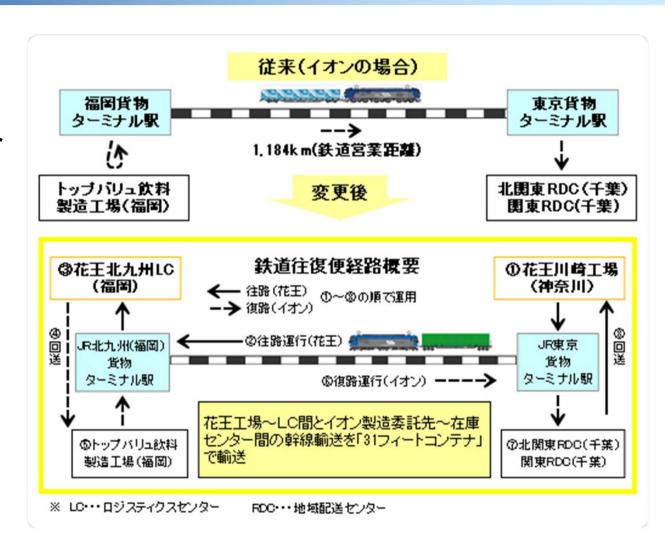
貨物マッチングの場、専用列車の運行

■ 鉄道輸送研究会(イオン)



4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋 荷主連携による片荷に対応した共同輸送の推進 異業種での共同化、地方部対応

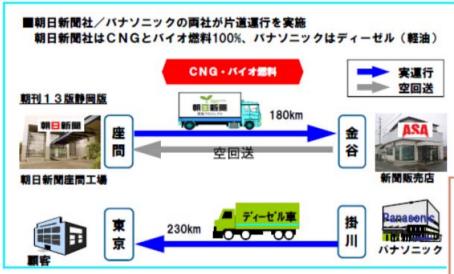
- ■マッチングの場
- 鉄道ダイヤに合 わせる柔軟性



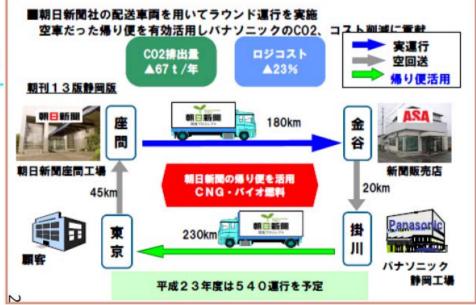
4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋 低公害車を活用した共同輸送

利用時間のズレ、課題にこまめに対応

■きっかけはバイオ燃料



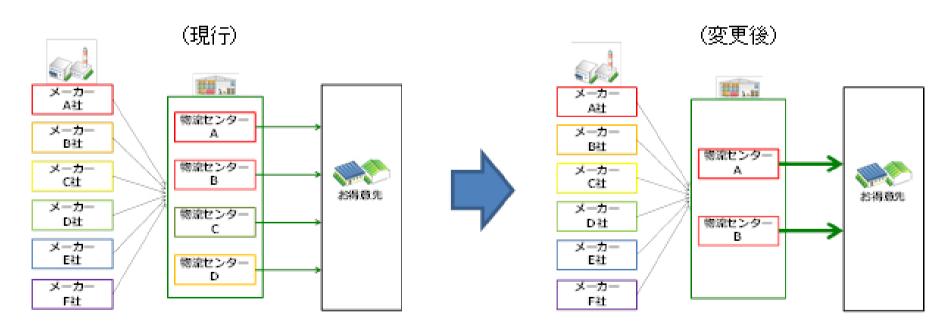
- a) 荷室サイズのギャップ
- b) 出荷時刻と新聞配送終了時刻のギャップ
- c) 要件で求められている配送車両の装備 ギャップ
- d) 住宅建材の積込を既存方式とするため配 送車両のギャップ
- e) 保有車両の制約による配車車格のギャップ



- 4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋
 - 取引・物流条件の見直し

6社での共同輸送実施のタイミングで見直し(1/2)

- ■味の素(株)、カゴメ(株)、日清オイリオグループ(株)、日清フーズ(株)、ハウス食品グループ本社(株)、(株)Mizkanの共同化
- F-Lineという情報システムの導入⇒統一の仕組み



- 4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋
 - 取引・物流条件の見直し
 - 6社での共同輸送実施のタイミングで見直し(2/2)

取引・納品条件の見直し

- ✓ 納品書の統一
- ✓ 最小受注単位を20ケース以上
- ✓ 受注時間を11時までの翌日配送
- ✓ 出荷指図の占め13時、出荷は14時半まで
- ✓ 定曜日配送
- ✓ 一貫パレチゼーション(T11使用)

4. 各論:事例を中心とした内容の抜粋 車両待機時間と付帯作業問題の是正 顧客向けにキャンペーンを展開

- ■「手待ち時間がある運行」は全体の46.0%で、手待ち時間の平均は1時間45分(国交省調査より)
- ■着荷主のもとで、
 - 長時間待機
 - ●書面にない付帯作業の実施 が発生!
- ■実態を把握し、顧客向けにキャンペーンを展開し、待機時間の削減や時間指定の解除による配車の柔軟化を実現



御静聴有り難うございました。

報告書掲載先URL:

http://www.logistics.or.jp/jils_news/2016/04/